平成２１年（ヒ）第２１３２号
東京都大田区石川町１丁目７番７号ＣＡＳＡＬＥＩＴＯ101号
清算株式会社　コウトク印刷株式会社
代表清算人　岡田　浩治
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第６号
静岡県沼津市足高396番地の81
清算株式会社　アクロンゴム株式会社
代表清算人　北澤今朝昭
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　清算株式会社につき、特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所沼津支部民事部

平成２１年（ヒ）第３０３６号
大阪府茨木市東安威２丁目５番22号
清算株式会社　株式会社フロンティア
代表清算人　仲辻　　章
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（ヒ）第３０３７号
大阪市中央区難波４丁目３番25号
清算株式会社　株式会社第栄商事
代表清算人　川瀬　昌弘
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成１９年（ヒ）第２０２９号
東京都港区新橋６丁目17番２号
清算株式会社　株式会社アイザック
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第２０４８号
東京都千代田区外神田３丁目８番11号
清算株式会社　株式会社ワイエムディー・デザイン
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２１年（再）第２２２号
東京都台東区台東４丁目８番５号
再生債務者　株式会社わかば
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成21年12月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２２３号
青森県弘前市大字城東中央３丁目３番地３
再生債務者　株式会社ユナイテッド・フレグランス・オブ・インターナショナル
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成21年12月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第４号
長崎市飯香浦町5269番地５
再生債務者　株式会社大坪敏秀商店
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成21年12月22日　　長崎地方裁判所民事部

平成２０年（再）第５号
長崎市飯香浦町5269番地５
再生債務者　株式会社末広運輸
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成21年12月22日　　長崎地方裁判所民事部

平成２０年（再）第６号
長崎市飯香浦町5269番地５
再生債務者　株式会社早坂興産
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成21年12月22日　　長崎地方裁判所民事部

平成２０年（再）第７号
長崎県西彼杵郡時津町久留里郷1522番地
再生債務者　林田セメント工業株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成21年12月22日　　長崎地方裁判所民事部

監督命令

平成２１年（再）第５５号
大阪府大阪市住吉区長居２丁目13番13号
再生債務者　株式会社吉野屋
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区中之島３丁目２番４号朝日新聞ビル11階　玉越法律事務所　弁護士　玉越　久義
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成21年12月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第５６号
大阪府大阪市住吉区長居２丁目13番13号
再生債務者　小西　敬**玆**
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区中之島３丁目２番４号朝日新聞ビル11階　玉越法律事務所　弁護士　玉越　久義
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（日常生活に関するものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　多額の借財
ウ　和解及び仲裁合意
エ　別除権の目的である財産の受戻し
平成21年12月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第５７号
大阪市北区大淀南１丁目10番９号
再生債務者　株式会社ミカド
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区中之島２丁目２番２号大阪中之島ビル４階　フェニックス法律事務所　弁護士　小寺　史郎
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証